

# いざというとき 本当に役に立つ保険

自動車保険の自由化により多種多様な商品・サービスが氾濫する中、お客様の実態にあった、いざというとき本当に役に立つ保険とはどういうものか。今回は岡山トヨタ・DUO西岡山の須江が自動車保険のツボをいろいろとお聞きしてみました。



三井住友海上火災保険(株)  
岡山自動車営業部第一課  
課長  
**國久 泰宏**



岡山トヨタ DUO西岡山  
**須江 由佳里**

から聞いた話で、今まで前と同じ内容ですつと継続してきて、代理店任せにしていたところ、いざ事故が起ったときに保険会社が動いてくれなかったということがあったそうです。

**國久**：それはどんな事故だったか聞かれましたか。

**須江**：ええ、なんでも信号待ちをしていたところ後ろから追突されたりしたのです。

**國久**：それはお気の毒に。ご友人はお身体の方は大丈夫でしたか。

**須江**：ええ、身体の方は何とも無かったらしいのですが、車のバンパーが取れてしまったらしくて。それで相手に治療費はええけど、車の修理費を出すように言つても、知らぬ存ぜぬの一点張り。全く対応してもらえず、泣く泣く実費で修理したそうです。女だと思つてなめられたのかしら。

**國久**：なんてひどい。でも結構聞く話ですね。こんなご時世だから相手は保険にも入つてなかったのかもしれないね。

**須江**：そんな時つて自分の保険会社は動いてくれないのでしょうか。

**國久**：実はそう。ここがツボなんです。事故には責任割合というものがあリ、今回の場合はご友人は「〇：一〇〇」、要するに責任がありません。そんな時はご自身の保険会社は相手と交渉できないんです。

**須江**：ええっ！そんな殺生なこと言わないで何とかしてください。

**國久**：任せてください。そんなとき頼りになるのが「弁護士費用特約」です。  
**須江**：なんだか頼りになりそうなイメージですね。

**國久**：そうですね。今回のように保険会社が相手と交渉できない場合に、弁護士先生に相談したり委任したりする費用を補償する特約なんですよ。

### ■弁護士費用特約とは

「ご自身やご家族が他人から死傷させられたり財物に損害を受けた場合に負担される以下の費用をお支払いします。」

### ◆弁護士費用保険金

相手との交渉を弁護士に委任したときの訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要した費用等をお支払いします。

※1回の被害事故につき、被保険者1名当たり300万円限度

### ◆法律相談費用保険金

弁護士に法律相談を行ったときの法律相談費用をお支払いします。

※1回の被害事故につき、被保険者1名当たり10万円限度

**須江**：こんな良い特約があったなんて早速勧めてみます。

**國久**：まだまだこんなものではありませんよ。これは相手方に対するものですが、ご自身のお車の補償として大事なツボがあるんですよ。

**須江**：車両保険ですよ。先日親戚のおじさんが娘さんに車を貸したところ、電柱に衝突して大破してしまつたんです。幸いにも娘さんにケガ

はなく、車両保険から修理費も出たらしいです。

**國久**：車両保険に入つていらつしやつて良かったですね。

**須江**：それが買つてまだ1年くらいしか経つてなくて新車に買い替えられたら良いのになあとほやいていました。

**國久**：それこそ次なるツボなんです。

**須江**：どういうことですか。

**國久**：新車に買い替えられる保険があるんですよ。

**須江**：ええっ！そんな素晴らしい保険があるんですよ。

**國久**：「新車特約」がそれです。これはその名の通りお車が大破した場合などに新車に買い替えられる特約なんです。

### ■新車特約とは

新車が事故により大きな損害※を被り、お車を買ひ替えられる場合、新車買替費用(車両本体価格十付属品十消費税、新車保険金額を限度)および再取得時諸費用保険金(新車保険金額の15%、下限10万円、上限40万円)をお支払いします。

※大きな損害とは、「修理費が新車保険金額の50%以上となる時」、「修理費が車両保険金額以上となる時」、「お車が修理できないとき」のいずれかに該当する場合をいいます。

○保険期間の末日が初度登録時から37か月以内にある場合に本特約を付帯することができます。

**須江**：まさに新車をご購入いただいたお客様にはぴつたりな特約ですね。



國久：是非とも新車ご購入時にはお勧めください。

須江：ところで、先程の話で娘さんが運転するから保険料が高くなるって親戚のおじさんが言ってたんですけど、そんなに高くなるんでしょうか。

國久：確かに自動車保険には年令条件というものがあって、「年令を問わず補償が一番高い設定になります。」

須江：やっぱり、その設定と聞きました。「大学おじさんもぼやいてました。」「大学で県外に住んでいて、盆暮れに帰っ

てきて乗るぐらいなのになんでこんなに高い保険料なんだって。

國久：ちょっと待つてください。それこそまたまたツボですよ。今のお話ではおじさんの娘さんは県外に住んでらっしゃって、おじさんとは同居ではないんですよね。

須江：そうですね。

國久：当社の自動車保険「MOST・家庭用」では同居でない方には年令条件は適用しないんですよ。

須江：そういうことですか。

國久：要するに「MOST・家庭用」の年令条件設定の仕方は同じ屋根の下に住んでいるご家族の中で、そのお車を運転する可能性のある方で設定すれば良いんですよ。

須江：ということは、今はおじさんだけなのでおじさんは50歳ですよ。

國久：それでは35才以上補償という年令条件の設定方法で充分事足りま

すね。  
須江：それは大変！すぐにおじさんに電話してMOSTに変えてもらわなきゃ。

國久：是非ともよろしくお願います。

**■MOSTなら貸しても「借りても」安心です！**

◆貸しても安心！「同居のご家族以外の方は、年令を問わず補償します。」

同居のご家族以外の方がご契約のお車を運転される場合には、年令条件を適用しません。

◆借りても安心！「他者運転危険補償」

「ご自身やご家族が友人・知人から臨時に借りた車を運転中も、ご契約のお車とほぼ同様に補償します。しかも借用自動車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。」

國久：ところで、当社では直接自動車保険とは関係ないサービスを提供して

いるんですよ。  
須江：どういうことですか。

國久：自動車保険をご契約いただいて、事故や故障時のサービスは当たり前

前ですよ。しかし、それとは別に

「生活サポートサービス」という個人のお客様専用の、電話による無料相談サービスがあるんですよ。

須江：具体的にはどういったサービスが受けられるのでしょうか。

國久：はい。日常での生活で困ったこと、例えばお客様の日常の健康に関するご相談に看護師や医師がお応えしたり、地域の医療機関や専門医などの情報をご提供する健康・医療サービス。また法律、税務や年金・資産運用に関するご相談、育児に関するご相談やその他日常生活に関する暮らしの情報のご提供などが可能です。

須江：自動車保険とは直接関係ないのにそんなに多彩なメニューがあるんですね。とつても頼もしいですね。どこに電話したら相談できるんですか。

國久：それはご契約後にお届けする当社の自動車保険証券同封の案内チラシをご覧ください。(笑)

須江：家に帰ったら早速、確認してみますね。

國久：様々な観点からお客様のお役に立つサービスを「提供できるように日々努めておりますので、今後とも弊社をよろしくお願います。」

須江：今回はいろいろ役に立つツボを伝授していただきありがとうございます(笑)。最後にこれはというところをおきのツボを教えてくださいませんか。

國久：かしこまりました。とつておきのツボをお教えしましょう。それは、

今年8月に新発売するワンランク上質な自動車保険、その名も「MOSTファーストクラス」です。

須江：なんかすくセレブな雰囲気が出て、頼りになりそうなお感じですね。

國久：まさにおっしゃる通りです。ところが頼りになるのかということも細かく申し上げますと、キリがないというのが実態です。ただ、最大のコンセプトはMOSTの最高位商品として専用特約と専用サービスにより、事故の発生から解決までスムーズにお客様をサポートし、さまざまな局面でワンランク上の安心をご提供するということでしょうか。

必ずや御社のお客様にもご満足いただけるかと確信しております。大切なおお客様の万が一のために是非ともお勧めいただきたいと存じます。

須江：私も勉強して勧めたいです。本日はありがとうございました。

國久：こちらこそ、ありがとうございました。

MOSTファーストクラス 専用特約と専用サービス	
緊急ヘルプサポート	拡大事故・故障付随費用特約 短期(3日間)代車費用特約 +MOSTファーストクラスQQ隊
愛車セット	買替時登録諸費用特約 車両保険無過失事故特約
人身傷害プラス	差額ベッド費用特約 人身傷害臨時費用特約(5万円) 葬儀費用特約